

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成30年度 第1回川西市景観審議会	
事務局(担当課)		都市政策部 都市政策課	
開催日時		平成30年7月23日(月)午後2時~午後3時30分	
開催場所		川西市役所 4階庁議室	
出席者	委員	澤木委員、平田委員、黒坂委員、中江委員、栗山委員、李委員、森畠委員	
	その他	なし	
	事務局	都市政策部 篠崎副部長、 都市政策課 堀内課長、足立副主幹、角田主任	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 議案第1号 公共施設等景観形成ガイドラインの策定について (継続審議)	
会議結果		(1) 議案第1号 審議経過のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>只今から平成30年度第1回川西市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます都市政策部副部長の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、澤木会長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長	<p>本日は大変暑い中、またお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。</p> <p>本日の議題ですが、前回も少しご報告がありました。公共施設等景観形成ガイドラインの策定について、本日は事務局より素案をご提示いただいているので、これにつきましてそれぞれのご専門の立場から活発なご意見をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の出席についてご報告させていただきます。</p> <p>本日は委員7名全員にご出席いただいております。従いまして、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事進行は澤木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>先程申し上げました通り、本日の議題は1件のみでございます。議案第1号「公共施設等景観形成ガイドラインの策定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
会長	<p>議題以外にスケジュールの方も合わせてご説明いただきましたが、議題の方に戻りまして、ガイドラインについては継続審議になりますが、素案全体をご提示いただいております。今回、ご意見をいただきまして、11月までに今回のご意見を踏まえて修正をして、さらにもう一度審議をして来年3月辺りに答申するという形で進めますので、今日は割と自由に意見を言っていただいて良いと思います。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>「かわにし景観賞」につきまして、第1回となっておりますが、以前に川西景観賞をあげたように思うのですが、これはどのような賞ですか。</p>
事務局	<p>同じ景観賞ではあるのですが、これまでは事務局が主体となっていて市民募集型になっていなかったのを、今年の2月に市民募集型に切り替える要綱を策定し、新しく名称をつけました。それが「かわにし景観賞」でございまして、募集型の景観表彰の第1回目ということで第1回としております。</p>
委員	<p>これも景観賞ということですね。</p>

事務局	チラシの方に、小さくですが、これまでの賞との違いについて補足説明をしております。
委員	ということは、これは誰でも応募できるということですね。
事務局	はい。今回は自薦、他薦を問わず、広く募集をかけようとしております。
委員	最終的にはどのような審査をする予定ですか。
事務局	<p>審議会の方にご意見をお聞きするという形にしておりますので、応募があったものにつきまして、まず応募対象として適切かどうかという審査までは事務局でさせていただきます、次の審査段階として審議会でご意見を頂くことを予定しております。審議会でのご意見を踏まえて、最終的には市長が決定するということになっておりますので、そのような流れで賞を決めたいと思っております。</p>
委員	<p>せっかくここまでやるのでしたら、例えば市民がこの建物が良いと応募したら、最終的に市民が投票するような形を取って、その結果を踏まえて審査しても良いのではないかと思います。そうすれば、より募集の意味合いが出てくると思います。</p> <p>結局は市長が選ぶという形で良いのですが、段階的なものとして、市民も審査に参加できると良いと思います。最近の建築のデザイン賞につきまして、色々な人の意見を取り入れるという流れになっているので、そういうことにすればよりオープンになるのではないかと思います。</p> <p>それから、以前に川西市景観計画を策定されていますが、それが総論だとすれば今回のガイドラインは各論という意味合いでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>景観計画の中で、推進方策を大きく3つ決めております。1つが届出制度によるデザイン誘導等の「建築物等による景観形成」。もう1つは色々なフォーラムやイベント等を行っている「参画と協働による景観形成」。もう1つが「公共施設等による景観形成」ということで、この3本柱の組み立てをしております。景観計画には明確にガイドラインによって誘導していくということを記載していたのですが、これまでそのガイドラインが準備されていない状態だったので、今回このように策定を進めているところでございます。</p>
委員	<p>このチェックシートがないとガイドラインにならないと思うので、そこが一番大事かと思っております。今日おっしゃられた、段階別等3つの話は非常に概念的な話なので、実際に例えば数字的な基準がガイドラインに入るのでしょうか。普通は数字的なものや色彩やデザインコードも入ったりしますけれども、その辺りの話が何も出てきていませんので、また次回お聞きしたいと思います。</p> <p>もう一つ申し上げたいのは、このような物を作る際には2つの視点がありまして、1つ目は一般的なものであるかどうか、2つ目は川西らしいかどうかということです。一般的なものかどうかということについては、先程おっしゃられたように、国交省が作ったもの、兵庫県が作ったものをベースにしていくことになると思うのですが、それはどこの市でも同じようなものになると思います。その中で、川西市らしいものということが非常に重要になってくるのではないかと思いますので、そこをどのようにガイドラインに入れていくのかというのが一番重要なポイントになるのではないかと思います。</p>

会長	<p>3点程、ご意見ご質問をいただきましたので、1つずつ審議しましょうか。</p> <p>1点目はかわにし景観賞の審査プロセスに市民の投票も取り入れてはということですが、今年はもう厳しいですね。</p>
事務局	<p>第一段階として、審査プロセスはもうカチッと決まっていますのですが、少しでも市民の方からの応募の機会を増やせるようにスマートフォンでご応募いただけるような取り組みをさせていただきました。審査方法につきましては第2回、第3回を何年か毎のスパンで行う予定ですので、いただいたご意見を取り入れていきたいと思っております。</p>
委員	<p>愛着のある景観になるためには、と書いてありますので、それでしたら参加型が一番良いと思います。自分が参加したことによって、愛着が持てるのではないかという意味でも、審査には市民に入ってもらった方が良いと思います。</p>
会長	<p>ご意見をありがとうございます。とりあえず今年は、応募の方の参加で、SNSで広げようということで、同じ案件に関して人気があれば複数の方が応募してくる可能性もあるということですか。申し込み用紙の書式に応募の理由の欄もありますが、ここにどれだけ書いてくれるでしょうか。</p>
事務局	<p>今回は応募する方になるべく負担のかからない形で実施するため、極力応募時の必須項目を削ってはおりますが、どのくらい応募があるかというのは予想ができていないのが現状です。まずは極力応募数を増やしたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。少し試行しながら、次回以降に向けてやり方を固めていければ良いと思います。</p>
事務局	<p>2点目につきまして、ガイドラインの方でチェックシートが非常に重要であるという話と、定性的なことだけではなくて、数値基準のようなマンセル値のようなものを入れた方が良いとお話でしたが、この辺りは次回の議論になるかと思っております。</p> <p>3点目につきまして、特に一般的なもの以外の川西市らしいという事柄をガイドラインにどのように盛り込むかについてです。</p> <p>2点目、3点目につきまして、何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>川西市らしさにつきましては、正直まだ盛り込みきれれておりませんが、自然景観や、以前にもご意見いただいた里山景観というものが川西らしさのポイントになってくると考えております。里山単体ではなかなか公共施設との結び付けは難しいのですが、里山に近接した場所で道路や建築物の計画が出てくるとも思いますので、そのような場合にどのような配慮ができるかということ、この第4章に書かれている配慮ポイントに組み込んでいきたいと考えております。</p>
委員	<p>川西市では、壁面緑化はしないのですか。</p>
事務局	<p>壁面緑化の基準でしょうか。</p>

委員	奨励とか、景観に係わってくる部分です。
事務局	直接的には壁面緑化についての基準はなくて、大きな定性的な基準として緑化に努めるとなっておりますので、その枠の中で、事業者によっては壁面緑化を選ばれケースもあります。川西市の景観基準として壁面緑化というのは現状では設けておりません。
委員	川西らしさを作っていくためには、壁面緑化も一つの要素だと思います。事業者が自発的に行うというのではなくて、市が奨励をしながら、あるインセンティブを与える、例えば補助金を出すとか、景観賞をあげるとか、そのようなことで川西らしさを出して、近未来的な川西らしさを作るためにも、一つの要素になるのではないのでしょうか。今、どこも行っている市はありませんので、これは一つの要素かと思います。
事務局	順番が前後しますが、ご指摘いただきました数値基準につきましては、会長がおっしゃっていただいたように県のガイドラインがありまして、例えば道路の柵部分に一定のマンセル値基準がありまして、景観計画自体にも基準がありますので、丸写しにならないように配慮しながら、あまりにも定性的な基準だけを並べるのではなくて、ポイントを絞って数値基準やデザインコードを定めていきたいと考えております。
会長	質問ですが、チェックシートはB.設計・施行段階の部分についてはガイドラインと同じように種類別にチェックシートが作られるということでしょうか。
事務局	はい。Bにつきましては、対象施設毎に作成する予定です。
会長	その他、いかがでしょうか。
委員	構成が非常に緻密に考えられているので良いと思うのですが、これらは参考にした事例等はあるのですか。
事務局	ベースは国交省が出している都市整備のガイドラインで、構成はそれを踏まえさせていただいております。内容につきましては、段階別という形は伊丹市や三田市等の近隣都市で作成されているガイドラインで大体同じように3段階に分けられてチェックが進むように組み立てられていることが多く、その辺りを参考にさせていただきました。
委員	このガイドラインを運用していくにあたってのスタンスをどう考えるかというところが、はっきりしていないように感じています。というのは、このガイドラインは、都市政策課から各課へのお願いでもありませんし、上からの指導という形でもないと思います。なぜなら、公共施設の景観整備は、許可制ではないからです。ですので、公共施設の整備にあたり、その整備担当部局の皆さんと一緒に行っていかうではないかという呼びかけのようなものではないかと思うのです。しかし、この中に書かれているように「チェックシート」と言われると、これを渡された庁内の各課はチェックしていかなければならないので、「やらされ感」を持ちはしないでしょうか。そして、チェックシートの内容さえクリアすれば良いという、ネガティブな行動にむかうことが懸念され、せっかくのシートがネガティブチェックの材料になってしまうのではないかという懸念があります。全体の雰囲気としてチェックシートでチェックするのではなくて、皆と一緒にこのような景観

を作っていくましようというような感じで、このような方法でやってみたらどうだろうかというポジティブに考えていってくれるようなガイドラインができないかと感じたのです。

したがって、タイトルも「景観形成ガイドライン」ではなくて、「川西らしい景観をつくり、育成するための公共施設整備のガイドライン」というような、みんなで一緒にやっていくましようという雰囲気タイトルからして感じられるようなものにできないでしょうか。

また対象者の項目の中でも、このガイドラインを受け取った対象者の景観形成に取り組むスタンスを書いていただいた方が良いように思います。法律、条例であれば第3条くらいに市の責務、住民の責務、事業者の責務と出てくるのですが、責務といってもネガティブにやらされるのではなくて、景観計画を実現していくために、皆で一緒にやっていくましようという立場をどこかに明記して欲しいと思います。また、チェックシートという名称も、ともすれば、この基準さえ満たせば良いのですね、というふうに受け止められがちになるので、例えば「より良い景観検討のためのカルテ」というような、検討のための材料であって、それをどんどん引き継いでいくというような事に変えることはできないでしょうか。

また、構想・計画段階のところにも書かれていますが、例えば「A-2.自然、歴史、文化への配慮を行う」という表現を、配慮という言葉ではなくもっとポジティブに、「川西らしい自然、川西の歴史、文化を醸し出していく」等にしてはどうでしょうか。他にも、「周辺景観への調和」や「事業間の調整」という表現ですが、「周りの景観や周りの事業者と一体となって景観を形成していく」等にしたり、「A-5.長期的視野を持った構想・計画とする」は「長期的視野で景観を育てていく」にする等、やらなければならないので難しいけれど配慮しますという言い方ではなくて、色々な制限や条件はあるけれどもその中から何かいい方法を探り出したり、検討してデザインするというような、ポジティブな語尾に置き換えていただくと、チェックシートに書かれていることができなくても別の方法を考えてみようではないかというきっかけになるとと思いますので、そのような言い方にさせていただくと良いのではないかと思います。特に気になったのは、「配慮する」という言葉がずっと出てくるので、そうではなくて、限られた財源の中で景観計画に合った方法、デザイン、やり方を抽出したり、検討したり、考え出したり、目指したりしましようという、言い方に変えていくというのができないかと思いました。

事務局

貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。

会長

担当者の方がこれを読んで、やる気になる言い方に変えましようということですね。他、いかがでしょうか。

委員

B-3.河川・水路の所で、集落景観類型(歴史・文化的景観)に計画する場合、伝統的な河川工法等の採用を検討するなど、とあり望ましいと思うのですが、他の所に書かれている「安全性に配慮する」ということが書かれていないと、これだけで良いのかと意見されるのではないのでしょうか。また、歴史的建造物は建築基準法が適用されないにしても、同等の物も認められたりすることもありますので、安全性も担保していますということが大事だと思います。その観点でいきますと、例えば河川景観でその望ましい景観の配慮ポイントが書かれていますが、治水担当の方で安全上このようにはならないとの話も出てくるかと思いますが。このガイドラインを作るに当たっても、そのようなセクションと事前に

	<p>協議しておいてもらった方が、今後の運用に当たっても一緒にやっていただけるように思いますので、検討していただけたらと思います。</p> <p>また、太陽光パネルや室外機等、設備系のことに关しまして、具体的に言えば建築物に入ると思いますが、規模が大きくなって太陽光パネル単独の事業になると、どこに入るのでしょうか。例えば橋梁は細かく抜き出して配慮していただいているのですが、設備についてそれが単独で大きなものになる場合、例えば太陽光パネルや川西にはありませんが風力発電等、規模によっては有り得る話で、そのような場合はどこに入るのでしょうか。設備的なものについて、どう考えるのか、どこを見ればよいのか、もう少し分かりやすいと良いと感じました。</p>
事務局	<p>まず、河川における治水等の安全面への配慮に关しまして、次の審議会までに今回いただきましたご意見を踏まえてもう少し具体的に案を固めたいと思います。河川関係の管轄は兵庫県等になると思いますが、協議を行い、内容の修正をしたいと考えております。</p> <p>それから、太陽光発電が単独になった場合等の設備的なものに関しまして、そのような事業が今後あるかどうか分かりませんが、その辺りが分かり易くなるように、今は「2-3.対象施設」で書ききっていますが、どこにも該当しないものに関してはこの辺りに相談が必要であるというような書き方ができると思いますので、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
会長	<p>そういう太陽光発電等は公共施設等として、出てくる可能性はありますか。</p>
事務局	<p>今のところはございません。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>案を作るに当たり、かなりご苦労されたと推測いたします。</p> <p>まず1点目ですが、どうしても公共施設景観のガイドラインというのは施設別に作ってしまいたいと思いがちなのですが、私自身の考えは、本来は景観計画にある景観類型に則するのが良いのではないかと思います。例えば道路景観なら道路景観という一つのシーンがあって、その中で緑化に配慮しています、舗装に配慮していますといった、一つの写真から読み取れる複数の配慮事項を記載するほうが、理解が深まると思います。現在の表現の方法だと、一つの写真について一つの文言なので、思考がそこでとどまってしまいます。一つの写真からいくつかのことが配慮できるのだというように、職員の方々が自分の管轄を超えて他の要素も配慮できるということを理解できるような、ガイドラインの構成の方が良いのではないかという気がしました。ですからそのような観点で言うと、設計施工段階の所で、道路、橋梁、河川、水路とまるで部署別になっている構成は、考え直した方がベターだと思います。景観計画で景観類型と景観形成の方針を打ち出していますので、例えば「A.自然景観」では道路の舗装は地形になじむように、といった景観類型ごとに考慮して欲しいことを書いていった方が良いのではないのでしょうか。それで、例えば公共サインの設置等は、全類型に共通する項目として打ち出していけば良いのではないかと思います。つまり、最初から施設にピンポイントで注目しないようなガイドラインの作り方の方が良いのではないかという意見です。</p> <p>2点目は、構想・計画段階、設計・施工段階、維持・管理段階の3段階の考え方についてです。この3段階を考えることは大事なのですが、2段階目の設計・施工段階で考える</p>

のでは遅いので1段階目の構想・計画段階に前倒しした方が良い項目があります。例えば道路線形は、1段階目の構想・計画段階で当たり前と思って計画をし始めて、検討を進める中で車の速度を落とす配慮が必要な場所を直線の道路で図面を引いてしまったりといったことも出てくると思います。このように、一度計画や工事を始めたら今後簡単に変えることができない土木系の項目である、道路線形や斜面・法面については、構想・計画段階に入れて、関係部署と綿密に早めに調整する必要があることを盛り込む方が良いと思います。

3点目は、このガイドラインの使いやすさについてです。今の状態ですと、例えば9ページに「B-1.道路について、基本的な考え方、配慮のポイント」として共通の配慮ポイントが書かれていますが、重要な地区を見ようと思うと11ページに跳んで、重要な地区の道路に関する内容をさらに見ようと思うと13ページにも書いてあるという状態です。1つの地区で仕事をしようとする時に、色々なページをめくらないといけないのです。これだとおそらく調べにくいと思うので、レイアウトの工夫が望ましいです。伊丹市の公共施設の景観指針は見開きで収まっています。例えば左側に公園緑地の景観のイメージ図があってどのように配慮したら良いかの文言がかかれており、右側には絵だけでは示せなかった景観形成基準、どのようなことに配慮するかが表として載っています。このように見開きの2ページを見たら、何に配慮したら良いかが分かる、使い易いガイドラインを目指していただけたらと思います。そうすることによって、ガイドラインの作成を目指して、写真をたくさん探すという手間も省けますし、実際こんなには写真を探せないと思います。ページ数を増やすのではなく、極力見開きだけでこの景観類型はこうしますというように、分かり易いものを目指していただけたらと思います。

会長

ありがとうございます。大分、構成が変わることになりますがいかがでしょうか。景観類型が縦系とすれば、施設区分が横系のような形で、景観類型の中で河川や道路等は施設区分の名前がついているので紛らわしいですが、マトリックスで考えているところを類型で見た方が分かり易いということですね。類型の中に出てくる道路について、あるいは橋梁について、それぞれ1枚の写真の中にもコメントがあって、この類型の場所でこのような配慮が必要ですよという書き方が分かり易いということですね。使い易さは施設ベースで見るとページを飛ばして見なければならぬけれども、景観類型であればある程度地区が共通の性質を持っているので、そこを見れば良いということですが、作り方の問題ですが、今のものとおっしゃるような見開きのものがセットであると、まずは見開きの部分で概要を見て、細かいことについては今のものを見るということもできますので、2つあっても良いのかもしれませんが、分かり易さという点から言うと、委員のおっしゃるとおりです。

阪大のキャンパスの計画の中のガイドラインというのは、阪大は部局ごとに管理をしているので場所のイメージで、どこのキャンパスのこの辺りはこのような特徴があるのだけれども、これをする時はこのように配慮してくださいと写真にいっぱい書き込んであるという形態を採っています。それを事務職の方がどれほど理解されているのかは分かりませんが、見易さで言うと見易いとは思いますが、役所的に考えると縦割りで事業をしているので、施設ベースで所管課が分かるところを読み進める方が分かり易いとも思います。両面あると良いのかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局

委員からのご指摘通り、最初は施設別ありきで作成しておりましたが、作成していく中で景観形成の方針や類型をどう織り交ぜていくかを悩みまして、共通の配慮ポイントと個別の配慮ポイントとしたのですが、ご指摘のとおり見辛く探し出しにくくなってしまいま

	<p>した。これまでに類型別の配慮ポイントはある程度検討しておりますので、逆算的に類型別にまとめていくことも可能であると思っておりますので、一度リスト化も含めて整理をしたいと思っております。ありがとうございます。</p>
会長	<p>2点目の構想・計画段階で考えておかなければならないという件はいかがでしょうか。道路線形、斜面、法面等は変更しにくいというのはおっしゃる通りですが。</p>
事務局	<p>Aは共通配慮ポイントのみで、Bから施設別としてしまっていることで、ご指摘のようになってしまうので、道路線形等については構想・計画段階の方に盛り込めるようにもう一度整理致します。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>委員のおっしゃる通りものすごく見にくいと感じていたのですが、ご指摘のように類型別にすれば、ここを見れば全て分かるということになり、一般的な人にも分かり易いと思えます。簡単にしましょうということには賛成で、類型別に分けて、写真にこだわらずイラストにしても良いのかと思います。</p> <p>それから鉄道景観がありますが、対象施設に鉄道は入らないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、公共施設のガイドラインということで、対象施設から橋梁は抜き出したのですが、鉄道景観そのものはどちらかというと線的な景観でもありますので、公共的な乗り物ではありますが今回のガイドラインの対象からは外しております。</p>
委員	<p>例えば線路沿いのフェンスが適当な物であったり、朽ちかけていたりしていることに関して、これらは公共的なものであると思うので、いかがかと思えます。例えば橋梁は能勢電鉄の持ち物ですが、それに対して書くのであれば鉄道の線路敷の見え方について書き、もちろん強制力はないですが、このように意識して欲しいという提案があっても良いのではないかと思います。</p> <p>また、歴史的な景観に関して私も策定の時にあまり意見しなかったのですが、川西市の歴史的な街道である多田街道に関して、調和等の受け身的なことが書かれていますが、もっと積極的に多田街道に面している所に関しては、このようにガイドラインを作って、歴史的な街並みや街道をつくっていきますよというようなリードをするようなことを書けないのかと思います。本当は集落景観に関してもそうなのですが、基本的にこれを見ていると割と一般的なことが書かれているだけであって、もう少し具体的な内容があったらもっと川西らしいところが見えてくるのかと思うのです。今のこの書き方だったらどこのまちとも一緒かなと思います。例えば橋梁に関して言うと、多田神社前の御社橋はただ単純に橋だけではなくて、歴史的な建築とのからみもあったりして、そういう所をしっかりと抽出していかないと、川西らしさが出てこないと思います。その辺りの具体的なことを挙げてこられたら、川西らしい景観をつくることができると思います。</p>
事務局	<p>今日いただいたご意見を踏まえて、今後類型別に精査していく作業を進める中で、今は標準的な内容で川西らしさという配慮ポイントを書けていない部分もあるので、少しポイントを絞って、多田街道や以前からご指摘いただいている部分について書いていけるかと思っておりますので、次の段階になってしましますけれども貴重なご意見として反映させていきたいと思っております。</p>

会長	<p>類型別にした方が書きやすいということですかね。あと、川西らしさや川西の特長的な場所については、抜き出して特記した方が良いように思います。</p>
委員	<p>以前作成した「川西市景観計画」の本はもう出来ていますよね。それをこれからどう生かしていくかという話と、今回のガイドラインというのは、その付録になるのですか。それとも全く別物になるのですか。</p>
事務局	<p>全く別なものでなく、あくまでも景観計画に位置付けている、川西の景観形成を推進するために活用するツールの1つとして、ガイドラインを位置付けています。</p>
委員	<p>そうすると、公共施設等となっていますが、次回また別の物のガイドラインを作る計画があるのですか。そのような将来的な計画はあるのですか。また、公共施設等の対象施設というのは、これは国交省の定義なのですか。</p>
事務局	<p>景観法で公共施設というのが規定されていまして、そこには橋梁以外の河川、道路、水路、公園・緑地等、それから川西にはありませんが漁港や港湾施設等も景観法では公共施設となっております。ただ、川西の景観条例の方でそれらに加えて公共建築物も含めて公共施設等という定義をしております。なので、川西市だけのくくりではありますが、公共施設等という名称を使ってそれぞれの配慮ポイントを定めようとしています。</p>
委員	<p>この公共施設に注目したというのは、景観を良くするためには絶対条件ですよ。ボリューム的に一番多い公共施設の景観を良くしないといけないと思うのですが、こういったものを対象にして作っていくと、コントロールしやすいという理解になるかと思います。表現につきましては先程おっしゃられましたが、どのような表現になるのか、例えば「こうするのが望ましい」となるのか、「こうすべきだ」という表現を使うのか、様々な表現がありますがどうされるのでしょうか。公共施設に関しては、もう少し強気でいっても良いのではないかと思うのですが、どうされるのでしょうか。</p> <p>また、段階別に考えるとA、B、Cの3段階になっておりそれぞれに関しては良いと思いますが、A、B、Cの関係性が全く働いていないように思います。例えば構想するにしても維持・管理段階にいった時の構想や、設計するにも維持・管理しやすくするための設計もあります。この3つの段階の関係性がうまくいくような景観形成の進め方について、バラバラではなくてこれは全て関係ありますということを書かないといけないと思います。B-1からB-5までを対象として、構想、設計、維持をうまく組み合わせる必要があると思います。</p> <p>また、かわにし景観賞と川西市景観計画・ガイドラインは、川西市景観計画がインプットなら、かわにし景観賞はアウトプットになります。これら2つがうまく機能しないと、一番初めに景観計画で書かれている愛着のある景観や誇れる景観や川西らしい景観といったものがあまり伝わってこないのです。そういった意味では景観賞という事業は非常に重要だと思います。また、景観賞の表彰部門において、建造物部門、活動部門、ふるさと川西景観部門がありますが、活動部門を入れたことはとても良いと思います。以前に景観賞はたくさんあげた方が良いと話してきましたが、表彰部門の4番目に川西市の景観を良くするためにこういう構想はどうですかという市民や専門家からの提案を入れるのはいかがでしょうか。そうすると川西市らしいものが出てくるので、これは別に計画には結びつかなくても良いのですが、皆さんのイメージや想像力を掻き立てる未来に向けての話を</p>

	<p>景観表彰部門に入れても良いと思います。これをもっとこうしたい、こうしたらどうでしょうという提案をしてもらおうと積極的に関われますし、そこから色々なアイデアが出てきて、景観に関して盛り上がるのではないのでしょうか。これから市民が自発的に提案していくためには、もう一つ部門があっても良いのではないかと思います。皆さんが感じている物が、より現実的になっていくと思います。</p>
事務局	<p>景観賞の件なのですが、今回はもう8月から募集をしてしまうので間に合いませんが、例えば表彰式の際に、せっかく集まっていたくので景観フォーラム等を合わせて行い、景観に対する取り組みを広く周知できるような場を持てるよう考えております。その際のテーマとして構想の話等取り入れていけたら良いと思いましたが、ご意見を生かしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>例えばストーリー性のあるものとして、今日、阪急電車で来ましたが、川西能勢口駅から市役所まで来るのに影があつたりなかつたりして暑いと思いつながら来たのですが、市役所から駅までを気持ちよく歩けるような構想等があればもう少し盛り上がるのではないのでしょうか。</p> <p>このチェックシートができた時に、最終的にマトリックスで考えると、うまくまとめているので、分かり易いと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ガイドラインということで一定の場合、行政指導の指針にもなり得るものですね。先程おっしゃられていたように、最低限これを守っていれば良い、というようになってしまっただけではないと思うのですが、あまりにも配慮しすぎた形で書く必要もないのかと思います。景観に配慮するという文言は一般的に良く見られるものですので、個人的には配慮するという文言はこのままで良いと思います。</p> <p>類型別に書くことにつきましてはなかなか書きにくいと思っております。現在は施設ごとに書いてあるのが、類型別に書くところになるのか、できたものを見せていただいたら分かると思いますが、どうなるのかが気になるところでございます。一定、ガイドライン自体は裁判規範になるものではありませんが、行政指導のレベルでは威力を発揮する場合もあるかと思っておりますので、文言としましては、配慮するものとするとか、一般的なものの方が個人的には良いと思います。</p>
会長	<p>行政内で各事業を担当する部門ではどういうプロセスでビルトインされるのか、庁内の仕組みがよく分からないので、気になります。そのような中できっちり位置付けられていけば、庁内の人に言う話ですので厳しめに書く方が良いのか、それとも市役所全体で川西を良くしましょうというやる気を起こさせる意味では一緒に作っていきましょうという様な書き方の方が良いのか、義務的に書くところとそうでない所の工夫が必要かと感じました。</p>
委員	<p>かわにし景観賞についてお聞きしたいのですが、建造物部門においてはどのくらいの数を考えられているのですか。</p>
事務局	<p>建造物部門で15~20くらいは出てきて欲しいと思っていますので、周知に努めているところです。今回実施するにあたって近隣都市にも調査をしまして、その位の数の応募が</p>

	あればと考えています。
委員	応募があって、選ぶはどのくらいですか。
事務局	実際選ぶのは、現在考えているのは1件のみです。ただ、生活景はがき絵については、3件くらいか、もう少し幅を持たせて考えております。
委員	建造物部門というものは、例えば歴史的な建造物もあれば新しくできた建造物もありますが、そのようなことも関係なく一緒にして1件を選ぶということですか。
事務局	本来、母数があれば部門も分けていきたいのですが、今回は初めての募集になりまして応募数が未知数でございますので、まずは建造物でひとくくりしておりますが、この賞が市の賞として定着していけば積極的に部門分けをしていきたいと考えております。
委員	これではどのような建築物を出して良いのか、分かり辛いと思います。
委員	伝統建築物と近代建築物を一緒にするのであれば、賞はもう決まっているのではないですか。
委員	割と多く選んだ方が良いとは思いますが。
事務局	今のところの案ですので、1件で決定しているという訳ではありません。
会長	次回の審議会で候補が出てきますので、ここで意見交換して、こういう部門が見えている等、それぞれに賞をあげたらどうかとかいう意見も出てくると思います。次回の景観審議会がそのような場になるのかと思います。
委員	今、応募が始まっているのですよね。今、やっておかないといけないのではないですか。
委員	もう、応募は始まっているのですか。
事務局	8月から募集開始です。
会長	今からどれだけ出てくるかですが、出てきたものに関して我々がどのように意見するか、市長に答申していくかということになります。審議会において、歴史的な建造物はこちらが良いけれども、現代的な建造物はこちらが良いといった意見になればと考えております。 今はこういった建造物を応募したら良いか市民の方に意図が伝わらないと出てきにくいということがあるかもしれません。特にチラシの写真がこのような新しい建物であると、こういったものを応募しようということになるかもしれません。
事務局	どうしても誘導してしまっている部分があるとは思いますが、載せる写真も今回は非常に困りました。

会長	写真をたくさん載せると、どうしても誘導になってしまいますよね。神社とか載せたら、特に。初回なので難しい部分もありますけれども。
委員	多くの人に応募してもらえない賞に意味はありませんので、歴史的な建造物の写真を載せておいて、こういった建造物でも大丈夫ですよとした方が良かったと思います。このチラシを使うのですよね。
事務局	現在、ホームページに掲載しております、チラシは各公共施設に配荷されている状況です。
委員	このチラシではあまり読み取れないです。
会長	市の広報でもこのようなことをしていますということ、掲載しているのですか。
事務局	広報におきましては募集しているという記事を載せております、詳しくはインターネットを見てくださいということになっています。
会長	そこにもう少し言葉をつけ加えて、応募を促すことができる手段があればと思いますが。
事務局	ホームページを今回活用しておりますので、そこに情報を書き足したりすることは可能だと思います。インターネットの方にはチラシはデータとして掲載しております、文字情報だけなのです。
委員	それでは追加はできますよね。少なくとも伝統的部門と現代部門を分けておかないと、どちらか1つだけ選ぶというのはできないと思います。1回目のチラシの写真に多田神社を挙げたとしたら、どうになってしまうのでしょうか。
事務局	表彰部門の他にも指定制度がありますので、活用していけたらと思います。
委員	多田神社では当たり前なので、かわにし景観賞を受賞したからといって川西の景観の役に立つかといえば違うと思います。そうではなくて、あまり気がついていないけれども川西にはこんな歴史的建造物がありますよとか、新築でも近代的だけれども古いまちなみを意識した建て方をしていますよといった建造物等、そのようなものに与えないと景観賞の意味がないのです。景観を先導してくれるようなものに与えないといけないと思います。ですから、当たり前のものは選ばないで、もっと身近にあって、こんもりと木が茂っている所に瓦屋根の家があるというような、そのような建造物をたくさん出していただきたいです。SNSですということ、そういうことですよ。ややこしい手続きなしで、写真を撮ってこれいいよって言って出してもらいたいということですよ。
事務局	はい。そのために、今回、2次元バーコードも用意してスマートフォンからでもなるべく簡単に応募していただけるようにしています。

委員	多田神社が出てきたらどうしますか。
会長	そういったことは、また考えましょう。
委員	私は伝統的な建物は対象にしないと思っていたので、今、驚いています。 それから告知の話は以前からしておりますが、はがき絵の展示会をやった時に名簿等はないのですか。
事務局	はがき絵を応募していただいた方の名簿はあります。
委員	その方々にも周知した方が良くないですか。
事務局	毎年行っていますかわにし景観展が9月前半の2週間行いますので、その場でも大きく広報しようと考えております。1階の市民ギャラリーのところで開催しますので、より多くの方の目に留まるかと思っております。
会長	そのあたりは活発に行っていただけることと思います。 ガイドラインについては、いかがでしょうか。 色々なご意見をいただきましたが、特に類型別に編集し直すのは大変な作業かもしれませんが、成案ができてきましたら、言葉遣い等も含めて色々気になる所も出てくると思われまので、また細かい所は相談していただいてご意見を頂けたらと思います。使い易さについては、一度庁内の人に見てもらって、どういったものが使い易く分かり易いのか、確認しながらやってもらった方が良いのかもかもしれません。 それではガイドラインの方はご意見を伺ったということで、かわにし景観賞、はがき絵の募集、1月に予定されている景観フォーラム等の意識啓発系の活動等、ガイドライン以外の部分で何かご意見等ございますか。
委員	対象施設の部分で、公園・緑地の公共サインとありますが、これはもう決定なのですか。庁内のデザイン指針はありますか。サイズや色等、自由にできるのですか。
事務局	景観的な意味では特に大きさ等は求めていないです。ただし、公園側の法律・条令で、寸法の規定があるかもしれません。
委員	公共サインというものは、とても景観に影響しているので、これがまとまるだけでも良い印象を持つというのが外国の色々な都市に行ってみると分かると思います。それがコントロールできれば、もっとより有効にできるのではないかと思います。 それから河川等で、川西市には遊歩道はありますか。
事務局	河川の一部に、例えば阪急電車の橋の付近を一部公園や遊歩道にしている部分はあります。
委員	そういったものにもう少しインパクトがあれば、良いと思います。せっかくこの対象物でガイドラインを作るのですから、もう少し有効にできるものを考えたらと思います。 駐車場に関しては、何か規定はあるのですか。

事務局	<p>今回の場合は、「公共建築物等」の中に駐車場単独の物も含めていこうと考えておりまして、そこで一定の舗装等、景観配慮して欲しいポイントを挙げていこうと考えています。</p>
委員	<p>それは一般的なことですか。</p>
事務局	<p>駐車場法等の規定はありますけれども、景観の基準はありませんので、今回のガイドラインの方で盛り込んでいこうと考えております。</p>
委員	<p>主に数値的なものですね。いわゆる景観と言える規定はないのですね。そうするとやはり優れた物に景観賞をあげると、景観に優れたものは言葉では分かりにくいですが、ビジュアルで見ると分かり易いので、双方にとって良いと思います。</p>
会長	<p>景観賞の応募に公共建築物がどれだけあがってくるかになりますが、民間建築物の方が多く挙がってくるかもしれませんね。ガイドラインの方にも受賞建造物が良い事例として挙げられるので、意識することはできるかもしれません。ガイドラインって一旦作りますが、アップデートして写真を入れ替えたりとかしないといけないと感じます。色々な事例が出てきて、こういうことも大事だということが見えてくるので、その辺りの目的意識というものを持っていた方が良いのかと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>景観賞の将来的な話ですが、景観賞の写真がガイドラインにピッタリはまってそのままアップデートできるような物を出してくれたら、先程おっしゃられたようにインターネット上で公開していくと、こういう賞を取ったものはこのような所が優れているのですよといった良い事例として蓄積することができると思います。どちらのフォームにもなりうるようなことがもし可能であれば、今度はここに注意してデザインすれば良いのだと分かり易いですし、応募して賞を狙いやすいポイント等が出てくるかもしれませんので、将来的にアップデートしていけるようなものを検討していただくと、より良いかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。話を進めていくと、公共施設よりも民間施設で、景観賞でこのような所が良いというコメントが蓄積されていって、これの民間版とか市民の方に川西の景観づくりに関してこのような物を参考にしてくださいというように蓄積されていくと思います。</p> <p>それを先導していくのがまず公共施設かと思いますので、これからが始まりですね。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>それではご意見がないようですので、公共施設等景観形成ガイドラインの策定についての審議を終了させていただきます。</p> <p>たくさんのご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえながら事務局の方で少し修正、あるいは編集し直しの作業をしていただいて、次回 11 月に予定されている本審議会でもたご意見をいただき、成案にしていきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>最後に事務局から何かありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>本日は慎重なご審議をありがとうございました。次回の景観審議会は 11 月に開催させていただき予定でございます。議題は本日ご審議いただきましたガイドラインの継続審議</p>

会長	<p>と、景観表彰の表彰候補についてご意見をいただければと考えております。</p> <p>これもちまして、平成 30 年度第 1 回景観形成審議会を終了致します。皆様、どうもありがとうございました。</p>
----	---